様式第１号（第６関係）

令和　　年　 月　　日

金ケ崎町長　髙橋　寛寿　様

|  |  |
| --- | --- |
| 本社所在地 | １．岩手県内　／　２．県外 |
| 事業者名 |  |
| 営業所名 |  |
| 住所 | 〒（　　　-　　　　）  金ケ崎町 |
| 代表者役職 |  |
| 代表者氏名 | 印 |
| 電話番号 | （　　　　　） |

金ケ崎町運輸事業者運行支援緊急対策交付金交付申請書兼請求書

金ケ崎町運輸事業者運行支援緊急対策交付金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　事業用に所有している車両（町内の支店等で使用している車両のみ対象）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 事業用に所有・使用する車両の数 | |
| トラック・運送事業（貨物自動車運送） | 緑ナンバー | 台 |
| トラック・運送事業（貨物軽自動車運送） | 黒ナンバー | 台 |
|  | 計（Ａ） | 台 |

２　交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　（※(Ａ)×23,000円）

３　交付金振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 口座番号 |  | 種　別 | 普通・当座 |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |

４　宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（ ☑ ）を入れてください。

（交付申請には、全ての項目に☑の印が必要です。）

□　申請日時点において、事業に必要な許可等を全て有したうえで事業を実施しており、今後も事業継続の意思があることを認めます。

　□　岩手県内に本社を有する事業者又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者に該当します。

　□　金ケ崎町暴力団排除条例（平成24年金ケ崎町条例第20号）第２条第２号に規定する暴力団又は代表者、役員若しくは使用人その他の従業員等が同条第４号に規定する暴力団員等に該当しません。

　□　交付金の申請に当たり、車両の登録状況など審査に必要な事項について、金ケ崎町が調査（東北運輸局岩手運輸支局等に対する照会など）することに同意します。

　□　交付金の申請に当たり、もし申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、交付金の交付決定の取消、交付金の返還等に応じます。

　□　金ケ崎町から、報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。

５　添付書類

（１）交付対象車両一覧（様式第２号）

（２）対象車両全ての車検証の写し(様式第２号の連番を写しに記入すること(手書き可)。)

　　※電子車検証の場合は、新規及び更新の際に同時発行される「自動車検査証記録事項」の写し。

（３）対象事業者であることを証する書類の写し

　　ア　貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書の写し(「一般貨物自動車運送事業」、「特定貨物運送事業」)、国土交通大臣への届出書の写し(「貨物軽自動車運送事業」)

イ　中小企業基本法第２条第１項に規定する中小事業者であることがわかる書類

※県外に本社を置き、町内に支店又は営業所等を有する事業者のみ。

法人事業者：履歴事項全部証明書

個人事業主：確定申告書、青色・白色申告書

（４）交付金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）

※過去１年以内に金ケ崎町運輸事業者運行支援緊急対策交付金の交付決定を受けた者は、直近に交付を受けた当該交付金の交付決定通知書の写しを添付することで、上記（３）（４）を省略して申請することができる。